

再造林省力化モデル推進事業

第 1 趣旨

主伐・再造林により、民有林人工林の若返りと利用可能な時期を迎えた森林資源を積極的に活用するため、地理的条件が困難な地域等において、架線を活用した一貫作業の主伐による出材、再造林に係る苗木や資材の運搬、下刈り時における機械の活用などモデル的な取組について支援する。

第 2 事業内容等

1 事業内容

(1) 架線系集材モデル（架線の設置・撤去）

一貫作業の主伐による全木集材、再造林に係る苗木の運搬及び獣害対策に係る資材等の運搬に必要な架線の設置、撤去及びその両方

なお、補助対象の設備は、集材機、架線、支柱及びこれらに付属する物により構成され、動力を用いて原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ、空中において運搬が行える架線とし、スイングヤード等の地挽による設備は対象外

(2) 再造林省力化モデル（造林作業用の機械のレンタル）

一貫作業による主伐後の地拵えや下刈り等の省力化を図る造林作業用の機械レンタル

(3) (1)又は(2)の補助を受けようとする者は、要領別紙 1 の第 2 の(4)により、事前計画書（要領別紙 1 一様式第 2 号）を作成し、局長に提出するものとする。なお、要領第 2 の 1 に基づき提出される信州の森林づくり事業予定調書（以下「予定調書」という。）に記載されているものについては、予定調書の提出をもって、事前計画書の提出があったものと見なすことができる。

2 事業主体

市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって拠出しているもの。）をいう。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。）、森林所有者の団体（共有林代表者含む）、森林経営計画の認定を受けた者、その他の林業事業体とする。

第 3 事業計画の提出

- 1 林務部長（以下、「部長」という。）は、信州の森林づくり事業実施要領の第 2 の 1 に規定した事業実施計画の提出期日を定め、地域振興局長（以下、「局長」という。）に通知する。
- 2 局長は、1 による通知があった場合は、事業主体に事業実施計画の提出期日を定めて通知する。
- 3 補助金の交付を受けようとする者（以下、「事業主体」という。）は、信州の森林づくり事業（再造林省力化モデル推進事業）計画書（以下、「事業計画書」という。）（要領別紙 7 一様式第 1 号）を作成し、別に定める期日までに局長に提出するものとする。
- 4 局長は、前項の事業計画書が提出された場合は、協議書（要領別紙 7 一様式第 2 号）により部長に提出するものとする。
- 5 部長は、前項の規定による事業計画書の協議があり、内容が適当と認められる場合は、これに同意するものとする。
- 6 局長は、前項の規定により同意があった場合は、事業主体に対し、事業計画の承認（要領別紙 7 一様式第 3 号）を行うものとする。

第4 補助金額の内示

- 1 部長は、第3の5により同意した事業に関して、毎年度の予算措置の状況を勘案し、局長に対して、補助金額の内示を行うものとする。
- 2 局長は、前項の内示があったときは、事業主体に対し、補助金額の内示（要領別紙7-様式第4号）を行うものとする。

第5 補助金の交付

- 1 第4の2により内示を受けた事業主体は、速やかに信州の森林づくり事業（再造林省力化モデル推進事業）補助金交付申請書（要領別紙7-様式第5号）に次の関係書類を添付して局長に提出するものとする。

ただし、事業主体は、交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

なお、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

- (1) 信州の森林づくり事業（再造林省力化モデル推進事業）実行内訳書（要領別紙7-様式第6号）
- (2) 信州の森林づくり事業（再造林省力化モデル推進事業）実行経費内訳書（要領別紙7-様式第7号）

- (3) 位置図

機械を使用する位置に加え、第2の1の(1)の申請に限っては、機械を貸し出す先から施行地までの距離及びその軌跡を記載する。

- (4) 平面図（架線設置等の位置を記載したもの）

- (5) 数量計算書

第2の1の(1)の申請では、架線の支間長の根拠として、元柱と先柱の頂点を結ぶ斜距離を森林計画図等から算出した式やその値を数量計算書に記載する。

- (6) 工程表（任意の様式）
- (7) 誓約書（要領別紙7-様式第8号）
- (8) その他局長が必要と認める書類

- 2 局長は、補助金を交付すべきものと認めた場合は、（要領別紙7-様式第9号）により補助金の交付を決定するものとする。

第6 補助金変更交付等

- 1 実施計画の変更

事業の変更は、次の区分ごとに必要な手続きを第11に規定した実績報告の前に、速やかに行うものとする。

- (1) 重要な変更

- ① 補助金額の増額又は30%以上の減額、並びに目的の異なる機械の使用等の主要な内容変更が生じる場合は、予め変更計画書兼補助金変更交付申請書（要領別紙7-様式10号）を局長に提出する。
- ② 局長は、①の申請があった場合には、重要な変更に関する協議書（要領別紙7-様式第11号）により部長に協議を行い、部長は、やむを得ないと認めた場合は、重要な変更に伴う協議への同意書（要領別紙7-様式第12号）により同意するとともに、必要に応じて補助金の変更内示を行うものとする
- ③ 局長は、②の同意があった場合は、事業主体に対し、事業計画の変更を承認（要領別紙7-様式第13号）するとともに、必要に応じて補助金の変更交付決定（要領別紙7-様式第14

号)を行うものとする。

(2) 軽微な変更

(1)に該当しない変更が生じる場合は、速やかに変更報告書(要領別紙7-様式第15号)を局長に提出するものとする。なお、事業完了時等に明らかとなったもので、(1)に該当しない変更は、第11に規定する実績報告書によることができるものとする。

(3) 消費税仕入控除税額の報告

当該補助金にかかる消費税仕入控除税額があり、かつその総額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額し、消費税仕入控除税額集計表(要領別紙7-様式第31号)を添付して報告及び申請しなければならない。

第7 事業実施基準等

1 実施基準

(1) 第2の1の(1)の実施対象は、令和6年4月1日以降に着手し、主伐(全木集材)から再造林による植栽を終えた施行地でかつ、造林の省力化に資する架線による全木集材、架線を活用した苗木の運搬、架線を活用した獣害対策の資材等の運搬を行う架線の設置・撤去を対象とする。なお、再造林を行わない箇所は本事業の対象外とし、気象条件の影響等やむを得ない事情により再造林が翌年度に及ぶ場合には、実績報告書(要領別紙7-様式第22号)で再造林の完了時期を報告するとともに、再造林後は速やかに、再造林完了報告書(要領別紙7-様式第22-1号)を局長に提出すること。

再造林完了報告書(要領別紙7-様式第22-1号)が翌年度中に提出されない場合は、補助金の返還対象となることに留意すること。なお、自然災害その他申請者の責に帰さない理由により再造林が実施できなくなった場合は、再造林延期等協議書(要領別紙7-様式第22-2)により局長と協議するものとする。

(2) 第2の1の(2)の実施対象は、主伐後の施行地でかつ、地拵えの作業や植栽後の下刈りを省力化するための機械をレンタルして実施する取組を対象とする。

(3) 第2の1の(1)の申請は、1回までを補助の対象とし又、同(1)及び(2)を合わせた申請はできないものとする。

(4) 森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出により本事業を実施する場合には当該届出に基づく施行地を対象とする。

(5) 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。

2 補助対象経費

(1) 架線の設置、撤去及びその両方に係る経費

又、必要に応じた集材機など架線の設置に必要な資機材の運搬に係る経費

(2) 造林作業用の機械のレンタルに係る経費

第8 補助金の計算等

補助金額は、1により算出された額(百円未満切捨て。以下、「定額」という。)と補助事業の実行に要した経費(百円未満切り捨て。以下、「実行経費」という。)を比較によりいずれか低い額とする。

1 定額

定額は、次の定めるところにより求める。

(1) 架線系集材モデル(架線の設置・撤去)

事業費(架線の「設置又は撤去」又は「設置及び撤去」に伴う人件費のみ)相当分の定額及び必要に応じた集材機など架線の設置に必要な資機材の運搬(「搬入又は搬出」又は「搬入及び搬出」)の1回に限りの相当分の定額

定額単価（架線の設置・撤去）×事業量（1回）＋定額単価（資機材運搬）×事業量（1回）
＝補助金額（百円未満切捨。）

（2）再造林省力化モデル（造林作業用の機械のレンタル）

実行経費（千円未満切捨。）×補助率＝補助金額（百円未満切捨。）

1 申請の上限額は百万円以内とする。

第9 早期着手

1 事業主体は、第5の2による補助金の交付決定の前に補助事業に着手することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の前に補助事業に着手することができる。

（1）事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。

（2）早期着手により増額防止が予想できるとき。

（3）他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。

（4）その他、局長が認めたとき。

2 事業主体は早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（要領別紙7-様式第16号）を局長に提出するものとする。

3 局長は、2の協議があり、1のただし書きに該当し、適当と認められたときは、次の条件を付して同意（要領別紙7-様式第17号）するものとする。

（1）補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。

（2）事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。

4 局長は、3の同意をしたときは、速やかに早期着手報告書（要領別紙7-様式第18号）を部長に提出するものとする。

第10 補助金交付申請の取下げ等

1 事業主体は、第5の2により交付決定された事業を中止若しくは廃止しようとする場合、又は同事業が予定の期間内に完了しない場合（遂行が困難になった場合を含む。）は、信州の森林づくり事業（再造林省力化モデル推進事業）中止（廃止・完了期限延長）承認申請書（要領別紙7-様式第19号）を、局長を経由して部長に提出する。なお、完了期限延長については、局長に提出する。

ただし、完了期限延長については、第15による繰越承認を受けたものについては、この限りでない。

2 部長は、1により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認めるときは承認する。

3 局長は、1の提出があった場合は、内容を審査し、適当と認める場合は承認（要領別紙7-様式第20号）した上で、速やかに部長に報告（要領別紙7-様式第21号）するものとする。

第11 実績報告

1 事業主体は、事業が完了した場合は、信州の森林づくり事業（再造林省力化モデル推進事業）実績報告書（要領別紙7-様式第22号）を局長に提出する。

なお、提出書類及び提示書類は要領別紙7の別表1のとおりとするほか、局長が必要と認めた書類とする。

2 施行写真

事業主体は、施行地ごと下記に基づき撮影するものとする。

（1）写真については次の①～⑤の表示を行った黒板等を併せて撮影するものとする。

① 森林所在地（市町村名、林班番号、団地名）

② 作業種（架線系集材モデル、再造林省力化モデル）

③ 事業量（1回）

④ 撮影日

⑤ 撮影段階（（3）の撮影基準のとおり）

(2) 施行写真の撮影に当たっては GPS 機能付きカメラで撮影を行う又は GPS データロガーで位置情報を付加する等により、原則位置情報を持った写真データを整備・保存することとする。

(3) 撮影基準

① 架線系集材モデル（架線の設置・撤去）

ア 架線の設置前後の全景を各 1 枚以上

イ 架線の設置作業の状況を 1 枚以上

ウ 架線の使用状況を各 1 枚以上（第 2 の 1 の（1）の状況がわかるもの）

エ 架線系林業機械の搬入又は搬出時を 1 枚以上

又、搬入及び搬出の場合は、各 1 枚以上（トラックに積載された状況を撮影）

② 再造林省力化モデル（造林作業用の機械のレンタル）

ア レンタルした機械の写真を 1 枚以上

イ レンタルした機械の使用状況を 1 枚以上

3 第 5 の 1 のただし書の規定により交付の申請をした事業主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額等から減額して報告しなければならない。

第 12 実績調査

局長は、実績報告書及び補助金交付概算払請求書の提出があったときは、別に定める信州の森林づくり事業調査要領（以下「調査要領」という。）により速やかに事業調査を行なうものとする。

第 13 補助金の交付及び確定

1 補助金の算出

局長は、調査の結果適当と認められた箇所については、調査要領に規定される調査調書兼復命書を作成すると共に、補助金を算出し、森林整備補助金交付明細書（要領別紙 7 一様式第 23 号）を作成するものとする。

2 補助金の確定

ア 局長は、申請者に対して規則第 13 条に規定する確定（要領別紙 7 一様式第 24 号）通知し、補助金を交付するものとする。

この場合、あわせて次のことを指導するものとする。

(1) 補助金の内訳は、森林整備補助金交付明細書（要領別紙 7 一様式第 23 号）のとおりであること。

(2) 規則、要綱、本要領の規定に従わなければならないこと。

(3) 施行地の適正な保護管理のため、森林保険への加入に努めること。

(4) その他局長が必要と認めること。

イ 局長は、前号により補助金を確定したときは、別に定める執行管理表に確定事項を入力する。

3 市町村等への通知

局長は、2 に基づき補助金の確定をしたときは、結果を市町村長に通知（要領別紙 7 一様式第 25 号）するものとする。

第 14 補助金の請求

要綱第 6 に規定する補助金交付の請求（概算払を含む。）は、信州の森林づくり事業（再造林省力化モデル推進事業）補助金交付請求書（要領別紙 7 一様式第 26 号）により行うものとし、補助金交付の請求額は、補助金の確定額とする。

第 15 繰越

1 事業主体は、原則として、第 5 の 2 の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越すことはできない。

ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、この限りではない。

(1) 事故繰越

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 3 項のただし書きの規定による繰越であり、一会計年度内において支出負担行為をしたのち、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかった場合（3 月 31 日までに債務が確定しないもの）に繰越すもの。

(2) 明許繰越

地方自治法第 213 条第 1 項の規定による繰越であり、予算の性格上又は予算成立後の事由により、年度内に支払いの終わらない見込みのあるものについてあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越すもの。

- 2 事業主体は、1 の(1)、(2)に掲げるいずれかの事項に該当し、止むを得ない理由により繰越を必要とするときは、信州の森林づくり事業（再造林省力化モデル推進事業）繰越承認申請書（要領別紙 7 様式第 27 号）を、事業実施年度中に局長に提出するものとする。ただし、1 月 31 日までに交付決定されているものについては、1 月 31 日までに局長に提出するものとする。
- 3 局長は、2 の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、提出のあった日から 2 週間以内に部長に協議（要領別紙 7 様式第 28 号）するものとする。
- 4 部長は、3 の規定による協議があったときは、議会の議決を得た上で、同意（要領別紙 7 様式第 29 号）するものとする。
- 5 局長は 4 の同意があった場合、事業主体に対し、繰越承認（要領別紙 7 様式第 30 号）するものとする。
- 6 事業主体は、第 4 四半期において、第 14 の規定による概算払いの請求をしようとするときは、前号の規定により承認を受けた繰越事業のうち、繰越額に相当する補助金額を除いて請求するものとする。

第 16 その他

主伐・再造林の省力化を推進する目的で、県が調査の協力を求めた場合、申請者は協力しなければならない。